

鶴峯戊申の文法論

——「格」概念の変容——

—

全人類共通の完全言語への空想は、あらゆる文化に見られる現象だとエーコは述べているが、さしずめ鶴峯戊申（しげのぶ、一七八一—一八五九）の言語論は近世日本におけるその恰好の例証となるだろう。彼は、一八三三年に『語学新書』という言語理論書を著しているのだが、その序に「天下の言語かれこれ同じからざれども」「…その語法に於てはとも一種にして、其法たゞ一つにして二つあることなし。」と述べられている通り、これは一種の普通文法の構想である。しかし実際のところ、オランダ文典を断片的に模した日本語文法の試みであり、「西洋言語学の輸入の先駆をなしたもの」（時枝誠記）との評価もある一方で、言語学的な精密さにはほど遠く、内容的には「竹を木につなぐような混在」

畑中健二

（杉本つとむ）でしかない、という見方もされている。

小稿では、彼の言語理論そのものの探究というよりは、「格（case）」という文法上の概念に注目し、鶴峯に至るまでのその変容過程を辿ることによって、汎文法主義とでもいべき彼の突飛な言語論を思想的に解明する一助としたい。ここでいう格とは、一言でいえば「名詩句と結び付いた文法範疇で、文中でその名詞句の統辞上の機能を表現する」（「ラールス言語学用語事典」）ものであり、ヨーロッパ文法史上重要なトピックとなっている概念である。日本では江戸期のオランダ語研究を通じてその概念が導入され、「格」という術語が与えられている²⁾。

議論の混乱を避けるため、予め形態格と意味格という格に関する二つの視点の区別を導入しておく。まず形態格とは「名詩句の形態上のしるし」を格のメルクマールとする見方である。この

場合、かたちの多様性がそのまま当該言語の格のヴァリエーションとなる。一方、意味格とは「名詞句（の表わす対象）が動詞の表わす動作・行為などにおいて果たすさまざまな役割——『動作主』『場所』『道具』等——」（松村一登）に注目する場合をいう。

ここでは、表面的な形ではなく、いわばその名詞の文の中の関係性から、格が決定されることになる。従って、形態格に比べ哲學的文法の視点に近い。図式的にいえば、ある言語において「主格」とは何か、という問いが立てられた場合に、「主格とは語尾がゝとなる形である」という説明が形態格の視点、「主格とは動作主のことである」という説明が意味格的視点によるものということになる。結論を先取りするなら、形態格から意味格へという言語思想上の変容を小稿では提示しようとしている。

二

ゆきがかかり上、ヨーロッパ古典文法から格の概念の変化を確認しておこう。ラテン語文法が、先行するギリシヤ語文法をもとに形作られたとき、格がひとつ付加されている。つまり、五格であったギリシヤ語に対し、ラテン語では「奪格」が加わり六格となったのである。この間の事情について、言語学史家のロウビンは次のように述べている。

「……ギリシヤ語が五、ラテン語が六という格体系の一層明瞭な対立は、この両言語を学ぶものなら誰にでもそうであっ

たように、ワローにも強い印象を与えた。ラテン語は、形の上から奪格を区別したが、それはワローによれば、「それによって行為が遂行される者」と注釈されている。奪格は、ギリシヤ語の属格形と与格形の意味および統語機能の多くを共有しているために、「ラテン格」とも「第六格」とも呼ばれた。「……」ギリシヤの先人と同様、それぞれの格を特色づけるような典型的な意味や関係を一つ設定することで、彼は満足した。

ここで確認できるのは、ラテン語の形態に即して格が付加されたこと。つまり形態上の要請から第六格が設けられ、しかる後に意味がそこに配当されることである。形態格が意味格より優先されていた。言い換えれば、言語の個性が意識され、形態的な違いが敢えては捨象されてはいなかったのである。

これに比して、次に注目する十八世紀オランダ文法は大いに事情が異なる。当時のオランダ文法家の代表者は、一七〇六年に十八世紀の最初の網羅的文法を作ったモーネン（Arnold Moenen）、また長期に渡って広く、日本にまで流布した文法書を著したセウエル（Willem Sewel）などであるが、彼らが行っていたのは、理想的言語たるラテン語の文法的枠組みを流用してオランダ語文法を記述するという、いわゆる「やぶにらみ文法」であり、格に関してもまさにそうであった。一般に、オランダ語には冠詞・代名詞等について主格・属格・与格・対格の四つの格変化があると

されている(ただし今日では廃れ、一部の決まった言い回しに残存しているに過ぎない)が、次表にあるとおり、彼らはラテン語に倣って六格を立てていたのである。

セウエルによる格変化表

(定冠詞を伴う単数の男・女・中性名詞の変化。Bakker + Dibbets より)

| | | | |
|----|-----------------|------------------------|------------------|
| 主格 | de zoon | de vrouw | het veld |
| 属格 | des zoons | der vrouwe | des velds |
| | 又は van den zoon | | |
| 与格 | den zoone | aan de (又は der) vrouwe | aan het veld |
| | 又は aan den zoon | | 又は den velde |
| 対格 | den zoon | de vrouw | het veld |
| 呼格 | o zoon | o vrouw | o veld |
| 奪格 | van den zoon | van de vrouwe | van het veld |
| | | | 又は van den velde |

当然のことだが、六格による区分は、オランダ語の名詞の形態変化とは対応していない。これは、当時格が専ら意味格として把握されていたことを示している。実際、Bakker + Dibbets はモーネンによる格の説明を引用しつつ、次のように結論づけている。

我々の考えによれば、このことから明らかなのは、モーネ

ンが格のもとで格形態 (namvalsformen) を理解しているのではなく、むしろ格関数 (namvalsfuncties) を理解しているということである。「…」格は十八世紀全体を通じて関数 (functies) として見なされている。それゆえに、格は六でありえたのだ。人々が形態に注目していたならば、この数に帰着することはなかっただろう。(Bakker + Dibbets p.89)

ここで「格形態」「格関数」と呼ばれているものは、「形態格」「意味格」の区別とほぼ一致するものだろう。ラテン語がモデルとして君臨し、それに由来する六格が意味に関する規範的な範疇として捉えられていた文法書。そうした十八世紀の蘭文法書が、まさに江戸期の日本に流れ、蘭学者たちによって盛んに研究されることになるのである。

三

一八一五(文化二)年、京都の蘭方医である藤林普山(二七八一—一八三六)によって『和蘭語法解』が刊行されている。日本において「蘭語文法研究が花開いた文化年間」(斎藤信)の序幕を飾る本書は、前掲のセウエル等のオランダ語文法書をもとに記述されたもので、日本で初めて刊行された蘭文典として広く読まれた。オランダ語の運用能力がさほどではなかったと推測される鶴峯戊申も、蘭文法の知識を本書に大きく依存していたと考えられ

ている。⁽³⁾

藤林は、いわゆる格を「言格」と訳し、六格を示してそれぞれに「主格・生格（今日いう属格）・與格・役格（同じく対格）・呼格・奪格」という名称を与えている。さらに、格が冠詞・名詞・代名詞・分詞にのみ関わるものであることを適切に述べた上で、「学者能此ノ六格ヲ辨セザレハ彼書ニ對シテ奈何トモ定譯スベキヤウナシ。假令ハ ik ken haar niet. トアルトモ『吾彼女を知ラス』（正譯）ト云コト歟『彼女吾を知ラス』（誤譯）ト云コト歟、解スベカラザルガ如シ。」として、格の理解がオランダ語学習の上で重要であることを述べている。

藤林の格の理解はヨーロッパ文法に即した、ほぼ正確なものといふことができるだろう。しかし、日本語話者に蘭文法を解説することを目的とする本書は、もともと蘭文法を必然的に変容し、違った様相を帯びさせることになった。その結果、蘭文法を学ぶ者に図らずも一種の誤解にもとづく幻想を与えかねないような記述が生まれているのである。ここでは、そうした変容のうち格をめぐっての二つの点に注目したい。

第一の点は、藤林が専ら意味格として格を把握していることである。彼は蘭文典から六格を受け入れ、次表に見られるように六格に応じたオランダ語の格変化を示し、日本語の訳語を付している。しかし、その六格がそもそもはラテン語の形態に起因しているという事実は全く示されていない。藤林自身のラテン語文法の

知識の有無は不明であるが、少なくとも読者には背景としてのラテン文法は不可視となっている。起源の捨象によって普遍性の装いが強化され、あたかも超越的な意味範疇として六格が与えられることになる。これを読んだ日本語話者が、オランダ語—日本語という一見全く別の言語にすら共通する普遍的な範疇として格を理解したとしても何ら不思議はないだろう。

藤林による単数定冠詞の格変化表

（『和蘭語法解』より「複数」の変化を省略して抜粋。）

| | 男 | 女 | 中 | |
|---|--------------|-------------|------------------|----|
| 主 | de | de | de | de |
| 生 | des, van den | der, van de | van het, des | の |
| 与 | den, aan den | an, de, der | aan het, den | の |
| 役 | de, den | de | het | を |
| 呼 | o | o | o | よ |
| 奪 | van den | van de | van het, van den | より |

藤林の格規定の注目したい第二点は、表にも既に示されているとおり、冠詞と助詞との対応関係を指定していることである。彼は、「性言（＝冠詞）」を「必竟我邦ノ『テニヲハ』ニ當ルモノナリ」とし、定冠詞を「キツト限テ指ス所ニ冠スル『テニヲハ』」、不定冠詞を「限ラズシテ、バツト指ス所ニ冠スル『テニヲハ』」

として説明している。例えば、「主格」とは「事物ノ主ドル所以」であり、冠詞の主格 *de, het, een, eene* 等は、「は」が「や」のも「ぞ」こそなるもの』等ヲ以テ譯スベキナリ」と述べている。格変化するオランダ語の冠詞を日本語の助詞に準えて説明するのは、藤林以前にもあったことではあるが、ひとまずは上手い方法だといえるだろう。藤林の文例を見てみよう。もとの文の右に各単語の訳のルビ、後に全体の訳文が示されている。

は 智 可 不 ニテ 尺 度

○Het verstand word niet bij de el geneten.

【智「は」尺ニテ度ル可カラズ】

このように彼は冠詞を処理し、日本語との対応をはかるのである。しかし、自明のことだが冠詞は助詞ではない。多くの固有名詞をはじめ冠詞のつかない事例もある。そこで藤林は冠詞が対応しない助詞、助詞が対応しない冠詞について、「□」というある種のゼロ記号を用いることによって、両者の齟齬を埋め合わせようとするのである。例えば、次のようにである。

ハ ビーテルナリ者 中で性静 の 諸 人

○□ Pieter is de bedarste van alle menschen.

【ビーテル(人名)ハ諸人「の中で性静」者ナリ】

□ 城 ロンドン

○De stad London. 【ロンドン城】

最初の文例では固有名詞の前、冠詞の存在が期待される所に「□」が挿入されている。二つ目の例は「句」であって、冠詞はあるものの日本語に訳すと助詞は不要になってしまふ。そこで助詞の代わりに「□」が置かれている。このような事例は『和蘭語法解』に数例見ることができよう。もちろんこれは日本語置換によって派生する問題であり、セウエルの文法書には存在しない、藤林自身の独創的工夫であろう。

藤林自身は、オランダ語に造詣が深く、実際の用法に即して理解をしており、助詞と冠詞が単純に対応するという硬直した考えを持っていたわけではない。彼は、先の例のような冠詞―助詞が対応しえない場合に、例外として別扱いすることもできたはずだ。しかしそうはせず、あえて「□」という記号による例外事例の処理を選んだのである。この選択の背後には、彼自身、諸言語に通底する普遍的意味格の範疇が存在することへの強固な期待ないし信頼があったのであろうか。彼は「縦ヒ自餘ノ諸言ハ其區域ニ因テ殊ナルコトアリト雖モ、此言「蘭語の冠詞」日本語の助詞」ノミキ舉國通シテ異ナルコトナシ。」とまで言い切っているのだ。ともあれ、冠詞―助詞を対応させる表現は、オランダ語と日本語との強い対応関係を読者に措定させる。つまり、オランダ語の名詞

の前には「てにをは」に対応するものが必ず存在するはずだとい
う「法則」を印象づけるのである。⁽⁴⁾

四

鶴峯戊申が行ったのは、藤林の格認識をさらに一層彼なりに拡張すること、つまり観念的文法の鍵概念として、本来的には記述的規則であった格を超越的法則として再強化し提示することであつた。

鶴峯が立てた格は九格である。蘭文法に由来する六格―能主格、所生格、所與格、所役格、所奪格、呼召格に加えて、彼は現在格、過去格、未来格の三つの時制を動詞に関わる格として付加したのだつた。この点で、格と時制とを混同せず、ヨーロッパ文法に忠実に格を捉えていた藤林とは既に異なっている。

まさに鶴峯の観念文法においては、格とは単なる文法上の範疇ではない。言語学的な厳密さを失う一方で、いわば万能の思考のフィルターとして広範に活用されているのである。例えば彼は、文法と社会秩序との突飛なアナロジーさえも語っている。

語法トハ言語文字ノ品格ヲ明カニスルヲ云フ。言語文字ニ品格アルハ猶人倫ニ帝王親王王公將相士農工商ノ品別アルガ如シ。コレヲ知ラズバ有ルベカラズ。(鶴峯戊申『語法或問』草稿)

これは、「格」という訳語から社会秩序としての「品格」を連

想し、両者を重ね合わせたものであらう。

鶴峯の文法構想が日本語特有の「係り結び」にまでも及んでいることも見ておきたい。周知の通り、本居宣長は『てにをは紐鏡』『詞の玉緒』において係り結びの分析を行い、呼応関係から三つのタイプを分類し、その例外(「変格」)も置いている。この分類は専ら形態を記述する視点からのものであり、それはまた具体的事例の存在を尊重するフィロロジックな分析であるが故に、例外(「変格」)を認めるものであつた。本居はここでは「格」という用語を使っているのだが、無論それは歌のことはの定まりといった程度の意味であり、ヨーロッパ文法の「格」とは異なっている。

鶴峯は、この本居的な係り結びの「格」さえも自らの理論に組み入れているのだ。彼は、本居の「係り」の分類を参照し、それを主格(彼のいう「能主格」)の下位区分として自らの理論に包括している。ここで例外という項目が消えていることを見逃せない。例えば、「春きにけりとおどろかれぬる」という事例について、宣長はこれを例外として扱ったのだが、鶴峯はそれを批判する。この場合、係助詞「ぞ」は先行する語に「こめたるもの」であり、いわば不可視ながら存在するとして、「第二能主格」に包含してしまふのである。つまり、鶴峯は分類においては本居宣長を継承しつつも、規則であつたものを例外を許さない法則へと換骨奪胎を行っていると言えるだろう。

五

鶴峯に至る格概念の変容を次のようにまとめることができる。

- (一) 十八世紀初期オランダ文法では、形態格からもっぱら意味格へと変容、六格が意味論的規範として把握されていた。(二) 藤林の蘭文典では、六格が完全に意味格化(ラテン文法が不可視化)し、普遍性が再強化された。また、冠詞・助詞の対応関係を示すことにより、日本語にも六格が適用できることを示唆した。
- (三) 鶴峯の文法論では、係り結びまでも包括する観念的で普遍的な言語の法則体系として格が規定された。また、社会秩序とのアナロジーも語られることになった。

以上、鶴峯の理論的背景の一面を瞥見した。彼の理論はそれ単独では突飛な空想に過ぎないかもしれないが、当時のオランダ—日本の学的脈絡をユニークな形で反映しているものとして再考することが必要ではなからうか。

- (1) 福井久蔵編輯、『国語学大系』第1巻、厚生閣1938所収。「」内は引用者。なお、引用に当たって一部表記を改めた箇所がある。
- (2) 日本における「格」という術語そのものの受容・定着については杉本、信貴の研究を参照。
- (3) 『和蘭語法解』と鶴峯の文法論との関係については、杉本1991参照。

- (4) 文法の性格を考えるために、「規則」と「法則」との区別をした

い。三枝博音は、カントに因りつつ、規則(Regel)と法則(Gesetz)とを概ね次のように区別をしている。規則とは、実際の、誤差や例外を許容するような合理性であり、技術知の領域に属すもの。一方、法則とは例外を全く許さず、一つでも例外があればその体系自体が無効となってしまうような、より厳しい理、ということができる。具体的には、論理学や数学の合理性がこれに当たるだろう。

参考文献

- Bakker, D. M. + Dijkstra, G. R. W. 1977 *Geschiedenis van de Nederlandse taalkunde*. Den Bosch: Malmberg.
- Robins, R. H. 1990 *A short history of linguistics*, 3rd edition. London: Longman. ロウビンズ『言語学史』中村完・後藤斉訳 研究社 1992。
- 斉藤信 1985 『日本におけるオランダ語研究の歴史』大学書林。
- 三枝博音 1961 『技術の哲学』岩波書店。
- 信貴辰喜 1978 『格』という文法用語について—その由来と現状、『外国語科研究紀要(東京大教養学部)』20-1。
- 杉本つとむ 1976-1982 『江戸時代和蘭語学の成立とその展開 I-V』早稲田大学出版部。
- 杉本つとむ 1991 『国語学と和蘭語学』武蔵野書院。
- 松村一登 1993 『格』と認識、『言語』22-10。
- 畑中健二 1985 『本居宣長から鶴峯戊申へ—江戸後期の言語思想史』の序説、『PHILOGIE』6。
- (はたなか・けんじ、日本思想史、東北大学大学院)